

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
○ 福島県議会定例会を招集する件 五三
- 大規模小売店舗立地法による新設の届出があつた件 五三
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 五三
- 土地改良区の解散を認可した件 五三
- 県営土地改良事業計画を変更した件二件 五三
- 道路の供用を開始する件 五三
- 福島海区漁業調整委員会 五三
- 漁業法により指示する件 五三

告 示

福島県告示第六百十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百一条第一項の規定により、福島県議会定例会を令和六年十二月三日福島市に招集する。

令和六年十一月十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

（総務課）

福島県告示第六百十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があつた。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和六年十一月十九日から令和七年三月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和六年十一月十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ロシナンテ鎌田店・パースデイ鎌田店 福島県福島市鎌田字一里塚十三番六ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
1 大規模小売店舗を設置する者
名称 株式会社いちい
代表者の氏名 代表取締役 伊藤 信弘
住所 福島県福島市さくら一丁目二番地の二
2 大規模小売店舗において小売業を行う者
名称 株式会社いちい
代表者の氏名 代表取締役 伊藤 信弘
住所 福島県福島市さくら一丁目二番地の二
名称 株式会社しまむら
代表者の氏名 代表取締役 鈴木 誠
住所 埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目六百二番一
3 大規模小売店舗の新設をする日
令和七年七月九日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
二千九十三平方メートル
- 五 大規模小売店舗の施設に関する事項
1 駐車場の位置及び収容台数
（一）位置 別紙図面のとおり
（二）収容台数 七十六台
2 駐輪場の位置及び収容台数
（一）位置 別紙図面のとおり
（二）収容台数 二十台
3 荷さばき施設の位置及び面積
（一）位置 別紙図面のとおり
（二）面積 七十五平方メートル
4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
（一）位置 別紙図面のとおり
（二）容量 六十一立方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
株式会社いちい
開店時刻 午前九時
閉店時刻 午後九時三十分
株式会社しまむら
開店時刻 午後九時三十分
閉店時刻 午後九時三十分

- 開店時刻 午前十時
- 閉店時刻 午後八時
- 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時三十分から午後十時まで
- 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(一) 数 二箇所
- (二) 位置 別紙図面のとおり
- 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後十時まで
- 七 届出年月日
令和六年十一月八日

〔別紙図面〕は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和六年十一月十九日から同年十二月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び南相馬市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

令和六年十一月十九日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)ヨークベニマル原町西店 福島県南相馬市原町区南町四丁目七番地一ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十七条第二項の規定により、下郷町土地改良区から申請のあった土地改良区の解散について、令和六年十一月十一日認可した。

令和六年十一月十九日

福島県知事 内堀 雅雄

(農村計画課)

福島県告示第六百十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、矢川原地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業)を行うため土地改

良事業計画を変更した。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。
令和六年十一月十九日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和六年十一月二十日から
同 年十二月九日まで (二十日間)
- 三 縦覧の場所
南相馬市役所

(農村計画課)

福島県告示第六百十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、原町南部地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業)を行うため土地改良事業計画を変更した。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和六年十一月十九日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和六年十一月二十日から
同 年十二月九日まで (二十日間)
- 三 縦覧の場所
南相馬市役所

(農村計画課)

福島県告示第六百十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で令和六年十一月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年十一月十九日

福島県知事 内堀 雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道いわき上三坂小野線	いわき市三和町下市萱字新田五八番一地从先から	令和六年十一月二〇日
同	市三和町下市萱字新田七六	

番一地先まで いわき市三和町下市萱字新田一七 三番八二地先から 同 市三和町下市萱字新田一七 三番七七地先まで	
---	--

(道路計画課)

福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会指示第七号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十条第一項の規定により、ひらめの保護増殖を図るため、ひらめの採捕等について、次のとおり指示する。

令和六年十一月十九日

福島海区漁業調整委員会

会長 今野 智 光

一 指示の内容

- 1 福島県海面において、全長三十センチメートル未満のひらめは、採捕してはならない。ただし、試験研究機関等が試験研究のため採捕する場合は、この限りでない。
 - 2 漁業を営む者又は水産動植物の販売若しくは加工を業とする者は、1の規定に違反して採捕されたひらめ又はその製品を所持し、販売し、又は加工してはならない。
- 二 指示の有効期間
この指示の有効期間は、令和七年一月一日から同年十二月三十一日までとする。